



栃木県公報

令和6(2024)年
7月12日(金)
第520号

目次

告示

○栃木県営林産物売払規則第27条の規定に基づく延納利息の利率	575
○土地改良区解散の認可	575
○県営土地改良事業計画変更の決定	576
○道路の区域の変更	576
○道路の供用開始	576
○河川区域及び河川保全区域の変更	577
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	577

公告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請	577
○公共測量の実施	578
○同	578
○同	579
○土地区画整理組合理事の就任	579
○土地区画整理事業の換地処分の届出	579
○開発行為の工事完了	580
○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更	580
○栃木県収入証紙売りさばきの廃止	581

正誤

○令和5(2023)年第459号中	581
-------------------	-----

告示

栃木県告示第370号

栃木県営林産物売払規則(昭和41年栃木県規則第17号)第27条の規定に基づき、延納利息の利率を次のように定め、栃木県営林産物売払規則第27条の規定に基づく延納利息の利率を定める告示(令和5年栃木県告示第374号)は、廃止する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

年1.10パーセント

(森林整備課)

栃木県告示第371号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、次の土地改良区の総会の議決による解散を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
針ヶ谷土地改良区	令和6(2024)年7月5日

栃木県告示第372号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営下深田地区土地改良（区画整理）事業	令和6(2024)年7月16日から同年8月13日まで	令和6(2024)年8月28日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年7月12日から同年8月13日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 氏家宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
64	前	さくら市氏家字堂之後1172-1から さくら市氏家字堂之後1196-10まで	12.4～15.9	468.5	
	後	さくら市氏家字堂之後1172-1から さくら市氏家字堂之後1196-10まで	13.7～18.6	468.5	

栃木県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年7月12日から同年8月13日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
27	主要地方道 那須黒羽茂木線	那須郡那珂川町富山字中丸沢2276-1から 那須郡那珂川町富山字片倉11-1まで	令和6(2024)年 7月12日
64	一般県道 氏家宇都宮線	さくら市氏家字堂之後1172-1から さくら市氏家字堂之後1196-10まで	令和6(2024)年 7月12日

(道路保全課)

栃木県告示第375号

那珂川水系に係る指定区間内の一級河川那珂川について、昭和44年7月1日付け栃木県告示第429号及び第430号を次のように改める。

関係図面のうち、那珂川平面図第5号図を次のように改める。

その関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び大田原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。(図面省略)

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一
(河川課)

栃木県告示第376号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、小山市栗宮新都心第一土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

- 組合の名称 小山市栗宮新都心第一土地区画整理組合
- 事業施行期間 令和4(2022)年5月10日から令和11(2029)年3月31日まで
- 施行地区 小山市大字栗宮字東道上、字中洪辺、字中溜、字南田の各一部、大字千駄塚字谷合、字道上橋戸の各一部
- 事務所の所在地 栃木県小山市大字栗宮1431
- 設立認可の年月日 令和4(2022)年4月27日
- 変更の内容 設計の概要の変更、事業施行期間の変更及び資金計画書の変更
- 変更認可の年月日 令和6(2024)年7月4日

(都市政策課)

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

- 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
佐野市村上町字東ノ免62番	田	2,334.00
市貝町大字杉山字上加々地1555番1	田	684.00
市貝町大字杉山字上加々地1555番2	田	879.00
市貝町大字杉山字上加々地1556番1	田	1,090.00
市貝町大字杉山字上加々地1556番2	田	1,375.00
鹿沼市下永野字久分2200番	田	3,402.00

- 申請に係る農地の利用の現況
現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる田
- 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
佐野市村上町字東ノ免62番	令和6(2024)年 9月1日	4年 4か月	9,336円
市貝町大字杉山字上加々地1555番1		5年 4か月	30,000円
市貝町大字杉山字上加々地1555番2			
市貝町大字杉山字上加々地1556番1			
市貝町大字杉山字上加々地1556番2			
鹿沼市下永野字久分2200番			25,515円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6(2024)年7月26日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(農政課)

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芳賀農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業地域

益子町塙、七井地内

3 作業期間

令和6(2024)年6月24日から令和7(2025)年3月14日まで

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、さくら市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ（MMS）（地図情報レベル1,000））

公共測量（数値地形図データ作成（地図情報レベル1,000））

2 作業地域

さくら市全域

3 作業期間

令和6(2024)年6月26日から令和7(2025)年3月10日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上三川町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量（写真地図作成（デジタルオルソ））

公共測量（数値撮影（デジタル））

2 作業地域

上三川町（全域）

3 作業期間

令和6(2024)年6月4日から令和7(2025)年1月31日まで

（監理課）

○土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

土地区画整理組合名	氏名	住所	届出年月日
六美町北部 土地区画整理組合	石島 松夫	下都賀郡壬生町大字安塚3381番地1	令和6(2024)年 4月12日
	柏崎 鋭	下都賀郡壬生町大字壬生丁202番地22	
	篠崎 哲生	下都賀郡壬生町大字壬生丁4番地3	
	木村 正義	下都賀郡壬生町大字壬生丁10番地7	
	高山 文男	下都賀郡壬生町大字壬生丁266番地12	
	大島 文夫	下都賀郡壬生町大字壬生丁247番地	
	大垣 幸一	下都賀郡壬生町大字壬生丁261番地	
	渡邊 一美	下都賀郡壬生町大字壬生丁205番地25 メゾンポヌール101	
	小林 信作	下都賀郡壬生町大字安塚1008番地1	
	戸崎 裕司	下都賀郡壬生町大字壬生丁215番地11	
望月 利一	下都賀郡壬生町大字壬生丁248番地15		

○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、さくら都市計画事業上阿久津台地土

地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

1 換地処分の年月日

令和6(2024)年6月11日

2 換地処分の内容

令和6(2024)年3月13日付け栃木県指令都計第315号で認可した換地計画のとおり。

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

開発区域 (工区に含まれる地域の名称)	開発許可を受けた者	
	住所	氏名
芳賀郡芳賀町大字上延生字中道上125番18	宇都宮市ゆいの杜7丁目5番30号 フェリシードB102	小林 隆志 小林 梓
塩谷郡高根沢町大字大谷字下田谷2520番4	塩谷郡高根沢町大字宝積寺1007番地 2メゾンドソレイユE206	若色 良美 若色 敬俊

(都市政策課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
令和6(2024)年 6月14日	(廃止)	宇都宮市駅前通り1丁目3番1号 ファミリーマート宇都宮駅西口店	(株)ファミリーマート
令和6(2024)年 6月14日		宇都宮市上戸祭町3014-3 ファミリーマート宮環上戸祭店	ジーエムシー有限会社
令和6(2024)年 6月30日		宇都宮市越戸3丁目14番3号 ファミリーマート宇都宮越戸三丁目店	大橋 貴行
令和6(2024)年 6月15日	宇都宮市駅前通り1丁目3番1号 ファミリーマート宇都宮駅西口店	(新規)	ジーエムシー有限会社

令和6(2024)年 6月15日	宇都宮市上戸祭町3014-3 ファミリーマート宮環上戸 祭店	(株)ファミリーマート
令和6(2024)年 7月6日	宇都宮市越戸3丁目14番3 号 ファミリーマート宇都宮越 戸三丁目店	古橋 義秀

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和6(2024)年7月12日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和6(2024)年3月31日	浅井 茂雄	栃木市菌部町1-1-1 ファミリーマート栃木文化堂店

(会計局会計管理課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和5 (2023)年 第459号	875	下から6	二丁目	六丁目